

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

この章では、望ましい環境像を実現するために、現状・課題を整理した上で、基本方針毎の施策の基本的方向を示しています。

1 望ましい環境像の実現に向けた基本方針

(1) 16の基本方針

望ましい環境像の実現に向けて、町の取り組む施策、町民及び事業者による取組を展開するため、16の基本方針を掲げます。

望ましい環境像	基本方針
① 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち	1 温室効果ガスの排出抑制のために
	2 気候変動への適応をすすめるために
	3 ごみを減らし、環境負荷の少ない暮らしのために
	4 資源の効率的な利用のために
② 狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち	5 豊かな緑を守り、育てていくために
	6 多様な生き物を守り、育てていくために
	7 水辺を守り、育てていくために
③ きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、みんなが安心して暮らすことのできるまち	8 きれいな空気を守っていくために
	9 きれいな水を守っていくために
	10 不快な騒音や振動をなくしていくために
	11 清らかな土地を守っていくために
④ 歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち	12 様々な公害を防いでいくために
	13 快適で美しいみずほを創っていくために
⑤ みんなで考え、みんなで行動するまち	14 魅力ある温かいみずほを創っていくために
	15 みんなで学び、協力していくために
	16 連携・協働による取組を広げていくために

(2) つなげる環境づくり～取組を展開していくために

環境保全等に取り組むことにより、環境の保全・回復・創出はもとより、様々な効果が期待されることを念頭に、各分野での取組をすすめることが重要です。例えば、地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけではありません。地域活性化、人口減少、産業振興、防災、健康等の多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めています。瑞穂町の水・緑の保全・創出に取り組むことで、観光振興や地域活性化の効果も期待されます。

また、社会の変化に伴う環境への影響を念頭に施策に取り組むことも重要です。例えば、少子高齢化が進むと、屋敷林や平地林の減少や空き家の増加、耕作放棄地や遊休農地の増加といった生活環境の問題が生じたり、住民の地域の環境づくりへの関わり方が変わったりします。

さらに、瑞穂町での環境保全等の取組は、SDGsの17の目標のうち目標11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエント（強靱）かつ持続可能にする」に貢献するものです。

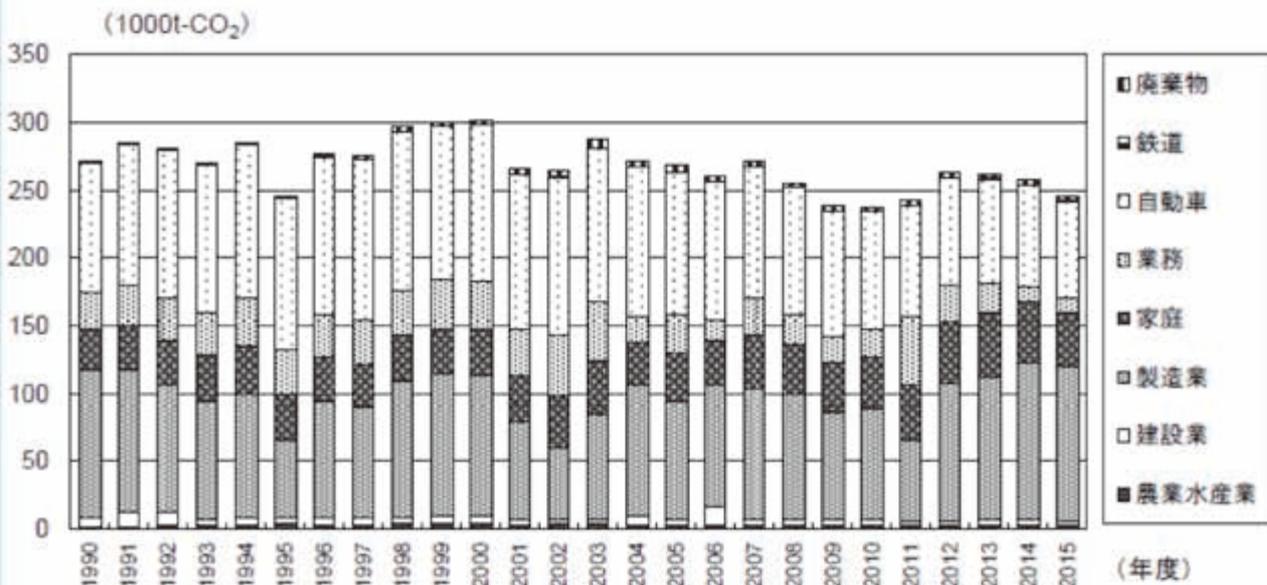
このようなことから、16の基本方針に沿って環境施策をすすめるにあたっては、庁内関係部署が分野横断で連携・分担し、円滑で効果的な施策の推進をはかっていきます。また、環境問題の変化に対応しつつ地域社会の課題解決にもつなげていく視点を織り込むとともに、持続可能な社会の実現に貢献していくものであることを認識し、各主体の参加協働を呼び掛けていきます。

環境像① 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち

■現状と課題

- 瑞穂町における、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量は、平成 27 (2015) 年度が約 24 万 6 千 t-CO₂ で、平成 25 (2013) 年度より 5.5%減となっています。国や東京都の目標に寄与するためにも、引き続き省エネルギー、再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素排出が少ないエネルギー利用への転換など、総合的に取り組む必要があります。
- 気候変動の進行に伴い、町においても暑熱環境の悪化、豪雨や台風などに伴う風水害、熱中症や感染症の増加などが懸念されることから、気候変動による影響への適応策に取り組む必要があります。
- ごみ処理量は、平成元年度の約 8,200t から平成 15 年度の約 15,000 t まで増加した後は、家庭ごみの有料化などにより減少傾向で推移し、平成 29 年度は 11,613 t となっています。町民 1 人あたりの 1 日の家庭ごみの排出量は 950 g と、多摩地域で 3 番目に多い状況であるため、さらなるごみの削減と資源の効率的な利用が必要です。
- 総資源化率（ごみ資源化量に資源物集団回収分を加えたもの）は、平成 15 年度に約 20%まで低下しましたが、その後上昇し、平成 29 年度は 31.0%となっています。

●瑞穂町における温室効果ガス排出量の推移



資料：「平成 29 年度オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト 『多摩地域の温室効果ガス排出量』」（平成 30〔2018〕年 3 月）

基本方針1 温室効果ガスの排出抑制のために

■ 施策の方向

施策	取組	取組内容
総合的に温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいきます	瑞穂町地球温暖化対策実行計画の推進	「瑞穂町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの削減に取り組めます。
	ごみ焼却量の削減	ごみの焼却に伴う二酸化炭素の発生を抑えるため、資源化の促進などにより焼却処理しているごみ量を削減していきます。
	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を検討します。
省エネルギーに取り組んでいきます	公共施設における取組の推進	公共施設の建設にあたっては、自然採光の利用や自動照明設備の設置などに取り組めます。
	低炭素で健康な住まいづくりの促進	住宅の高断熱化と高効率設備の導入や太陽光発電等によるエネルギーを創る住宅の啓発を行います。
	町民・事業者への意識啓発	町民・事業者に対し、この計画が示している環境配慮指針の取組を周知し、環境に配慮した機器の積極的な利用や、省エネルギー行動につとめるよう啓発を行います。
再生可能エネルギーの利用に取り組んでいきます	公共施設における取組の推進	公共施設の建設にあたっては、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組めます。
	町民・事業者への普及・啓発	東京都と連携し、家庭や事業所での太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用の推進に取り組めます。

第1章 計画の基本的事項

第2章 基本目標と望ましい環境像

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

第4章 重点プロジェクト

第5章 環境配慮行動・指針

第6章 計画の推進体制と進行管理

施策	取組	取組内容
自動車排出ガスによる環境負荷を低減していきます	低公害車の導入と普及の促進	公用車の更新時には、ハイブリッド車や電気自動車などの特定低公害車へ転換していきます。また、町民・事業者への導入促進の啓発を行います。
	エコドライブの推進	町民・事業者に対し、エコドライブの推進を周知します。
	自動車交通量の抑制、交通渋滞の解消	町民・事業者に対し、通勤時の徒歩や自転車の利用の促進などについて啓発を行います。
	公共交通機関の整備・利用の促進	八高線の複線化・増発、モノレールの延伸及びバス路線の拡充など、公共交通機関の整備促進を要請していきます。
フロンなどの適正処理及び使用抑制をすすめていきます	フロンの適正管理及び処理の推進	特定フロン（CFC〔クロロフルオロカーボン〕、HCFC〔ハイドロクロロフルオロカーボン〕）及び代替フロン（HFC〔ハイドロフルオロカーボン〕）などは、法令に基づき、適正な管理及び処理を推進します。
	フロンの使用抑制の推進	東京都と連携し、冷媒用に使用されている、CFC、HCFC、HFC といったフロン類の使用抑制に関する情報を発信します。

基本方針2 気候変動への適応をすすめるために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
気候変動の影響への適応をすすめます	クールスポットネットワークの整備	街なかでの暑さ対策として、町内各所でドライ型ミスト発生装置の設置、花や緑の整備など、クールスポットの創出をはかります。
	感染症などを媒介する蚊の発生源対策	国や東京都と連携し、町民への注意喚起及び予防・対処法などについて啓発を行います。
	地下水かん養の実施	地下水かん養機能を高めるため、公共施設での雨水貯留浸透施設などの整備、歩道や駐車場などの路面における浸透性舗装の利用に取り組みます。また、町民・事業者に対し、啓発を行います。
	洪水対策の強化	集中的な豪雨時にも洪水などが生じないように、河川整備や河川管理について、関係機関へ要望していきます。
地球環境問題に関する情報を提供していきます	町民・事業者への普及・啓発	国や東京都などと連携し、地球環境問題に関する情報を提供します。

コラム1

気象観測装置「POTEKA（ポテカ）」

平成30年6月1日から気象観測装置「POTEKA」の運用を開始しました。「POTEKA」は、様々な場所に設置可能な小型気象計と、それらを結ぶネットワークで構成され、雨量、気温などの気象情報を入手することができます。これにより、町内の気象状況をリアルタイムで知ることができるようになりました。今後、防災対策への利用のほか、イベント時の天候確認など、幅広く活用できます。

インターネット(<http://www.potekanet.com/>)や右のQRコードからスマートフォンアプリをダウンロード（無料）してご覧いただけます。



■Android用



■iPhone用

基本方針3 ごみを減らし、環境負荷の少ない暮らしのために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
家庭から出るごみを減らします	ごみの発生・排出抑制の推進	ノー（NO）レジ袋・マイバッグ運動を継続し、ごみの減量に対する啓発を行います。
	ごみ分別の推進	ごみの分別事典やごみ・資源物収集カレンダーの作成、配布、町のホームページへの掲載などにより、分別の徹底をはかっていきます。
事業者が排出するごみを減らします	事業系ごみの発生・排出抑制の推進	事業者に対し、ごみの排出量の削減についての啓発を行い、ごみ処理施設の負荷を軽減していきます。
	事業者の協力によるごみ減量の推進	小売店やスーパーなどに、レジ袋の削減の協力を求め、過剰包装の抑制を推進します。
町全体のごみを減らします	食品ロスの削減	家庭・飲食店・小売店などの様々な場面で発生する食品ロスについて、事業者などと協力して情報発信、啓発を行います。
	一般廃棄物処理基本計画の推進	「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、西多摩衛生組合及びその構成市と連携し、さらなるごみの減量・リサイクルに取り組みます。
	公共施設におけるごみの減量	「瑞穂町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務事業の実施に伴って排出されるごみの減量に取り組みます。
	近隣自治体などとの連携	廃棄物に係る問題や要望については、近隣自治体と連携して、関係機関に働きかけていきます。
不法投棄・不適正排出を防止していきます	不法投棄・不適正排出防止対策の推進	ポイ捨てごみをはじめとする不法投棄を防止するため、マナー向上の啓発や町民への不法投棄禁止看板の提供、土地所有者に対する管理の要請、環境監視員などによる巡回を行うほか、状況に応じて警察などの関係機関と連携した取組を行っていきます。

施策	取組	取組内容
災害発生時における生活環境確保のために備えます	災害廃棄物対策	災害発生時には、東京都、西多摩衛生組合構成市町及び近隣自治体と連携し、災害廃棄物処理に取り組めます。また、災害廃棄物の処理計画を策定します。
	非常用水源としての地下水の保全など	町で利用可能な井戸の位置をマップなどに整理していくとともに、水質や水量などを調査し、非常時の水源の把握につとめます。
ごみの適正処理に関する情報を提供していきます	町のごみ処理に関する情報の提供	みずほりサイクルプラザ、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合の各施設のごみ処理について、それぞれが連携し啓発をはかっています。
	町が処理できないごみに関する情報の提供	電池や蛍光灯など、家庭や事業所から排出される有害ごみの分別の徹底を周知します。



改訂版「ごみの分別事典」



環境監視員による巡回

基本方針4 資源の効率的な利用のために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
資源の再利用をすすめていきます	町民・事業者を交えた再利用の推進	資源物集団回収の推進、みずほリサイクルプラザでのリサイクル品展示販売、福祉バザー、フリーマーケット「青空市」などを通して、リサイクル運動を推進します。
	町による再利用の推進	公共施設や公園で発生する剪定枝や草木、落ち葉は、みずほエコパーク内での堆肥化や破砕機によるチップ化などにより再利用をはかっています。
環境に配慮した製品の利用をすすめていきます	公共施設における取組の推進	エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境負荷の少ない商品やサービス、再生品などを率先して利用します。
	環境に配慮した製品の利用の推進	環境ラベルなどの環境に配慮した製品に関する情報を提供し、環境負荷の少ない商品の販売および利用について啓発を行います。



フリーマーケット「青空市」

環境像② 狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち

■現状と課題

- 「環境に関する意識調査」（平成30年8月実施）によると、町民が考える良好な環境を維持するために大切なことは、「豊かな緑の保全と親しめる場の確保」が第1位に挙げられました。とりわけ、「狭山丘陵の自然の保全」が最も重要と考えられています。
- 瑞穂町には、多くの生き物が生息している自然豊かな狭山丘陵や、カワセミやカルガモなど数多くの野鳥が観察できる狭山池公園があります。町の宝である自然を守り、生き物が生息しやすい環境を保全するために、町民や事業者へ生物多様性の重要性などについての啓発活動を継続し、より多くの理解と協力を求めていくことが必要です。
- アライグマやハクビシンなど、外来種の被害の増加を防ぐため、防除事業を継続する必要があります。一方で、従来生態系を維持するため、在来種の保護や地域固有の自然環境の保全につとめることが必要です。
- 狭山丘陵は、都立狭山自然公園や狭山近郊緑地保全区域に指定され、都立野山北・六道山公園の整備が進んでいます。さやま花多来里の郷は、都内では珍しい20万株以上のカタクリが群生しています。
- 瑞穂町の公園面積は平成29年4月1日現在で121.8ha(56か所)です。人口1人当たり公園面積は36.71㎡で、多摩地域では奥多摩町に次いで2番目の広さです。
- 狭山池上流部やさやま花多来里の郷、郷土資料館と狭山丘陵の自然環境資源を結びつけ、地域資源として互いに連携させ、来訪者の回遊性を高める「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画」を推進しています。瑞穂町の自然環境資源を活かしながら、自然環境や生物多様性の大切さへの理解を深め、環境教育・環境学習の推進につなげていくことが必要です。



さやま花多来里の郷

基本方針5 豊かな緑を守り、育てていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
緑地を保全し、育成していきます	保存樹木、保存樹林の指定・保全	市街地の貴重な緑を保全するため、保存樹木や保存樹林地の指定、助成を継続します。
	公園による緑地の保全・育成	緑地、公園の少ない地区の偏りを解消するため、公園などの拡充やポケットパークを整備します。また、公園やポケットパークの整備をすすめるにあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れます。
	街路樹や生垣などの整備	既存の街路樹を適正に維持管理していくとともに、街路樹の間への花植えなどを実施します。また、生垣助成制度を町民が積極的に活用できるよう情報提供を行います。
	公共施設や民間施設における緑地の保全・育成	芝生化された学校の校庭の維持管理を推進します。また、公共施設、民間施設を問わず、一定規模以上の開発行為などに対し、「瑞穂町宅地開発等指導要綱」に基づく緑化指導を行います。
農地の保全をすすめていきます	環境保全型農業、農薬の適正使用の推進	農業者団体と連携し、有機栽培や減農薬栽培など、安全で安心な人と環境にやさしい環境保全型農業を推進します。
	農地の保全、地元農業の活性化	遊休農地の解消をはかるため、農地の保全に取り組めます。
	鳥獣被害防止対策の推進	ハクビシンなどによる農作物等への被害に対し、捕獲と防護両面から鳥獣被害防止対策の推進をはかります。
緑を守り育てるための住民活動を推進していきます	緑に関する調査研究、自然観察会などの実施	緑や生息する生き物について、ボランティア団体、NPOなどとの情報交換や調査研究をすすめます。
	住民参加による緑地の保全	町民や事業者と協力し、花植え運動を継続します。

基本方針6 多様な生き物を守り、育てていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
生き物が棲みやすい環境づくりをすすめていきます	生物の生息・生育環境の確保	町内のボランティア団体、NPOなど、野生生物に関する専門家からのアドバイスをとり入れ、生物の生息・生育環境の保全について啓発していきます。
	外来生物対策の推進	アライグマ、ハクビシン、アメリカオニアザミなどの外来種について、東京都や周辺自治体と連携して対策を検討します。また、町民に注意喚起や対策等の周知を行います。
	生物多様性の保全	生物多様性保全のための地域戦略の策定を検討していきます。
生物の生息状況等についての情報を提供していきます	情報の収集	残堀川の水生生物調査を継続して実施していきます。
	情報の提供	郷土資料館「けやき館」において、町の自然に関する常設展示のほか、動植物の生息・生育状況などをまとめた「瑞穂の動植物」や「瑞穂の自然」などの報告書を活用して、町内に生息する動植物の情報を提供していきます。また、町の事業を集約した「瑞穂町自然保護等指針」の活用を検討していきます。

■社会教育施設「耕心館」の敷地内でみられる植物



イカリソウ



ミスミソウ(ユキワリソウ)



サクラソウ

コラム2

町内の外来生物

外来生物とは、もともと日本にいなかった生き物で、人間活動によって海外から入ってきたものを言います。

町内では、植物のアメリカオニアザミ、ほ乳類のアライグマやハクビシン、は虫類のミシシippアカミミガメなどの外来生物が確認されています。

これらの外来生物の中には、もともと日本にいる生き物を食べたり、農作物を食害したりするなど、生態系や農業に悪影響を与えているものもあります。

■アライグマ



出典：合同会社東京野生生物研究所

■ハクビシン



出典：都環境局提供

- ① 外来生物をむやみに持ち込まない
海外からはもちろん国内の他地域から、生物の安易な持ち込みはやめましょう。
- ② 飼っている外来生物を野外に放さない
外来生物はもちろん普通に飼っているペットも野外に放したり、逃がしたりしないようにしましょう。
- ③ 野外にすんでいる外来生物は他地域に拡げない
すでに定着している外来生物を他地域に持ち込むことは、被害を拡大させることになります。

基本方針7 水辺を守り、育てていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
水辺を保全していきます	水辺の保全	残堀川水質調査会に参加し、流域の自治体と連携をはかり、水辺環境の保全についての情報交換を行います。また、関係機関と連携して適正な水辺環境の保全をはかっていきます。
	水量の確保、水質の保全	残堀川の水量の確保及び水質の保全について、残堀川水質調査会を通じて東京都へ要請していきます。
	水循環の確保	保水機能を確保するため、狭山丘陵の雑木林の保全を、東京都へ継続して働きかけていきます。
流域自治体などと連携し、良好な水環境を創っていきます	不老川における連携	不老川流域対策推進協議会などを通じて流域自治体と情報交換を行い、水環境の保全をはかっていきます。
調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます	水質などの調査・監視体制の充実	必要に応じて、東京都などと連携し、残堀川や不老川の監視・連絡体制を充実させ、情報共有をはかって適切に対応していきます。



残堀川のカワセミ

第1章 計画の基本的事項

第2章 基本目標と望ましい環境像

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

第4章 重点プロジェクト

第5章 環境配慮行動・指針

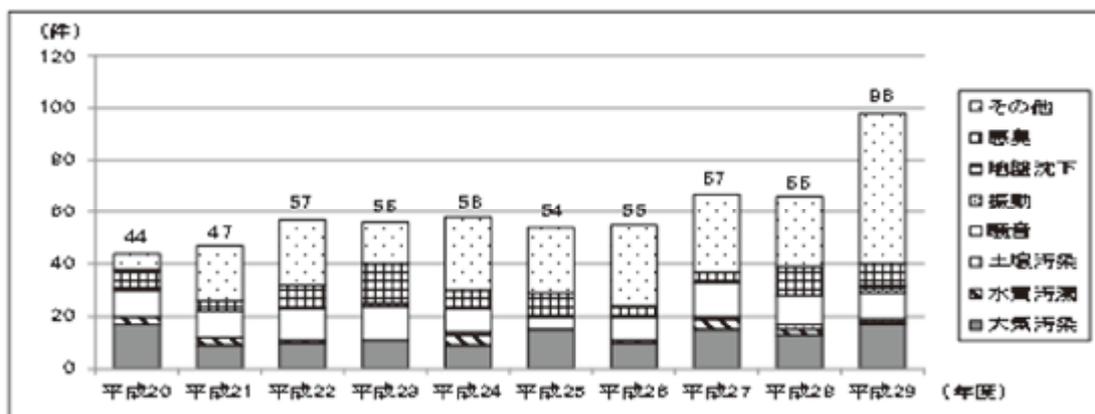
第6章 計画の推進体制と進行管理

環境像③ きれいな空気・水、清らかな土地を大切に、みんなが安心して暮らすことのできるまち

■現状と課題

- 大気汚染物質は、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素などが挙げられます。多摩地域では、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準（短期基準及び長期基準）は達成しているものの、光化学オキシダント（O_x）については、環境基準を超過したことがあります。微小粒子状物質と光化学オキシダントの原因物質であるNO_x及びVOCの発生源対策に取り組んでいくことが必要です。
- PM2.5は、粒径2.5μm以下の粒子状物質のことで、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。光化学オキシダントは広い範囲で発生し、高濃度になると人や植物にも悪影響を与えます。
- 都内でのアスベスト使用の可能性のある建築物（昭和31年～平成19年施工）の解体工事の件数は、既にピークに達し、平成62〔2050〕年頃まで同程度で推移すると見込まれています。建築物等の解体・改修等におけるアスベストの飛散防止を徹底することが必要です。
- 騒音・振動・悪臭などについては、発生源が工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道、飲食店・小売業の営業、住宅など多種多様であるため、発生源の早期把握とその解消につとめていくことが重要です。
- 瑞穂町は、町域面積の約8分の1にあたる2.1k㎡を横田基地に提供し、また、航空機の騒音が大きい第1種区域が42.8%（7.2k㎡）を占めており、町上空を飛行する航空機の騒音が生活環境に大きな影響を与えています。町民が受けている騒音などの障害の解消に向け、関係機関へ継続して要請していく必要があります。

●瑞穂町における公害苦情件数の推移



基本方針8 きれいな空気を守っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
固定発生源からの環境負荷を低減していきます	工場・事業所などへの適切な対応の実施	東京都と連携し、発生源の早期把握に努め、関係法令などに基づき、事業者に対し、適切に対応していきます。
	家庭からの発生抑制推進	ごみの自家焼却や野焼きなどによる大気への影響について周知・啓発を行います。ごみの自家焼却や野焼きを確認した場合は、適切に対応していきます。
悪臭を防止していきます	発生源対策の推進、指導の強化	東京都と連携し、工場・事業所などの悪臭発生源の特定、農家の堆肥の生成または利用時の指導を行い、引き続き悪臭防止対策を実施します。
調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます	大気に関する情報の提供	大気に関する調査データを継続して公表します。
	臭気に関する調査の実施	定期または随時に簡易測定を実施し、臭気の把握につとめます。



六道山展望塔からの眺望

第1章 計画の基本的事項

第2章 基本目標と望ましい環境像

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

第4章 重点プロジェクト

第5章 環境配慮行動・指針

第6章 計画の推進体制と進行管理

基本方針9 きれいな水を守っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
水を汚す物質の排出を防止していきます	家庭からの排出負荷削減対策の推進	公共下水道の普及を推進し、整備済み区域では、下水道への接続を促進します。
	工場・事業所などからの排出負荷削減対策の推進	事業者に対し、排水基準の順守を要請していくとともに、必要に応じて、水質汚濁防止の啓発を行います。
調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます	水質などに関する情報の提供	河川の水質、水量、水生生物に関する測定データを、継続して公表します。



狭山池公園



残堀川

基本方針 10 不快な騒音や振動をなくしていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
騒音・振動の発生を防止していきます	自動車交通騒音防止対策の推進	町民・事業者に対し、自動車利用をできるだけ控えることや、不正改造車の使用禁止、アイドリングストップの実施について啓発を行います。
	横田基地の騒音防止対策の推進	東京都や周辺市と連携して、国や米軍に対し、航空機騒音の防止対策の実施を要請していきます。
	工場・事業所などからの騒音・振動防止対策の推進	東京都と連携し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（東京都環境確保条例）に規定する、騒音・振動の規制対象となる工場・指定作業所の監視を継続し、関連法令などに基づいた対応を行います。
	鉄道からの騒音・振動防止対策の推進	八高線沿線自治体などと連携し、鉄道に関する情報収集につとめ、必要に応じ、鉄道からの騒音・振動防止対策の実施を要請していきます。
	近隣騒音及び生活騒音防止対策の推進	東京都と連携し、生活騒音の防止について啓発を行います。
騒音を調査し、情報を提供していきます	航空機騒音の測定、情報の提供	役場屋上などで実施している航空機騒音の24時間測定を継続します。

第1章 計画の基本的事項

第2章 基本目標と望ましい環境像

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

第4章 重点プロジェクト

第5章 環境配慮行動・指針

第6章 計画の推進体制と進行管理

基本方針 11 清らかな土地を守っていくために

■ 施策の方向

施策	取組	取組内容
土壌汚染の防止対策を推進していきます	有害化学物質による汚染の防止	事業者に対し、「東京都環境確保条例」及び関連法令に基づく有害化学物質に関する届出等の対応について、指導・助言を行います。
地盤沈下の防止対策を推進していきます	地下水揚水規制の指導	井戸の設置者に対し、「東京都環境確保条例」に基づく揚水量の報告や揚水施設の設置等の対応について、指導・助言を行います。
汚染状況を調査し、情報を提供していきます	汚染状況の調査、情報の提供	事業者に対し、「東京都環境確保条例」等に基づく土壌汚染に係る調査等について、指導・助言を行います。

コラム3 リスクコミュニケーション

日本で約5万種以上流通しているといわれる化学物質の中には、発がん性、生態毒性等の有害性を持つものが数多く存在し、これらが大気、水、土壌、食品等の媒体を経由して人の健康や生態系に影響を与えているおそれがあります。

このため、環境中に排出された化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ、すなわち環境リスクを評価した上で、これを低減させるための措置を講じていくことが必要です。

環境リスクを管理するためには、科学的知見の解明が重要です。しかし、科学的な解明が極めて難しく、非自発的なリスクや不公平なリスクを受容しがたいものとして認識する傾向があるなど、リスクを受ける人の立場の違いや、問題に関する知識や経験の有無によっても、受け止め方に違いが生じます。

そこで、環境リスクをどのように管理すべきかなどについて、町民や事業者、行政などの様々な関係者が情報を共有しつつ、お互いの立場を尊重して相互理解を深めるためのコミュニケーションの場を設定することが重要となります。

出典：「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」
(平成23年3月一部改訂、環境省)

基本方針 12 様々な公害を防いでいくために

■ 施策の方向

施策	取組	取組内容
有害化学物質による汚染を防止していきます	工場・事業所から排出される有害化学物質の抑制	東京都と連携し、事業活動により排出される有害化学物質やダイオキシン類、内分泌攪乱物質（環境ホルモン）などの発生防止、発生抑制対策を推進します。
	PM2.5、光化学オキシダント及びアスベストの対策の推進	国の指針などに基づき、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダント、アスベストの対策を推進します。
	有害化学物質に関する情報の収集と提供	有害化学物質に関する情報を収集し、町民・事業者へ提供します。

第1章 計画の基本的事項

第2章 基本目標と望ましい環境像

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

第4章 重点プロジェクト

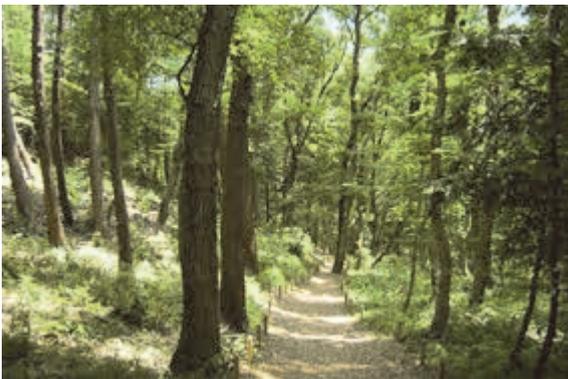
第5章 環境配慮行動・指針

第6章 計画の推進体制と進行管理

環境像④ 歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち

■現状と課題

- 瑞穂町は、狭山丘陵の稜線によって豊かな景観が醸し出されています。残堀川沿いの親水エリアと緑化空間は潤いある景観を創出し、阿豆佐味天神社などの鎮守の森も町民にやすらぎを与えてくれます。耕心館は、武蔵野の旧家のたたずまいを残した歴史と文化を感じさせる静的空間と、現代の活動拠点として利用する町民の動的空間が調和し、落ち着きと活力ある雰囲気をつくりだしています。
- 瑞穂町の自然的景観と歴史的景観の保全につとめ、良好な姿で次世代へ引き継いでいくために、町の特長、歴史および文化を活かしながら、新たな景観資源を発掘し、町の個性を引き出す都市景観を形成していくことが必要です。
- 町民の環境美化への関心が高まる中、ボランティアによるごみ拾いなどが行われていますが、一方でごみのポイ捨てをはじめ、タイヤや家電などの不法投棄、空き地の雑草、ペットのふん尿などに関する苦情も寄せられています。
- 環境監視員による巡回により、不法投棄の防止や空き地の適正管理の指導、路上の広告物などの撤去を行っています。あわせて、今後は地域のボランティアなどと協力していくことも必要です。
- 適切な管理が行われていない空き家については、町民の生活環境に深刻な影響をおよぼすことのないよう、必要な措置を施すことが必要です。
- 分煙・禁煙については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて都全域で取り組む機運が高まっており、町内でも啓発普及をはかっていくことが必要です。



狭山丘陵お伊勢山遊歩道



狭山丘陵滝田谷津

基本方針 13 快適で美しいみずほを創っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
瑞穂の特性を活かした景観づくりをすすめていきます	町の個性を活かした景観の形成	「瑞穂町景観基本計画」に基づき、自然的景観の保全・育成、歴史的な景観の保全・活用に取り組めます。
	市街地の景観づくりの推進	潤いある景観づくりを目指し、工業地域周辺の道路沿線の街路樹などを維持していきます。
	開発行為などに対する指導の実施	一定規模以上の開発行為などに対し、「瑞穂町宅地開発等指導要綱」に基づき、無秩序な開発を防止するとともに開発区域内の緑化指導を行います。
	建築計画などに対する指導の実施	「東京都景観条例」により「丘陵地景観基本軸」に指定されている狭山丘陵付近の建築計画などに対し、規模に応じて届出を案内し、丘陵地の景観特性に調和したものとなるよう配慮を求めます。
	道路景観の向上	道路施設の一体的なデザインによる景観への配慮や町の特性に応じた街路樹の選定などにより、個性があり、町民が愛着を持てる道路整備をすすめます。
景観についての意識向上をはかっていきます	町民・事業者の意識の啓発	「瑞穂町景観基本計画」に基づき、町民・事業者の景観形成に対する理解と関心の向上をはかります。



箱根ヶ崎駅東口

第1章 計画の基本的事項

第2章 基本目標と望ましい環境像

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

第4章 重点プロジェクト

第5章 環境配慮行動・指針

第6章 計画の推進体制と進行管理

基本方針 14 魅力ある温かいみずほを創っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
人にやさしいまちづくりをすすめていきます	高齢者や障がいのある人にもやさしいまちづくりの推進	「瑞穂町地域保健福祉計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進します。
	歩きやすい歩道の整備	高齢者や障がい者を含むだれもが安全に通行できる歩きやすい歩道を整備します。
	分煙対策の強化	受動喫煙による健康への影響を防止するため、「東京都受動喫煙防止条例」に基づき、喫煙対策に協力を求めています。
	分煙・禁煙意識の啓発	妊婦面談及び健診時のパンフレット配布などにより、喫煙の害について啓発を行います。
憩いのあるまちづくりをすすめていきます	安心して遊べる公園の整備	ポケットパークや公園の整備にあたっては、周辺住民の要望を把握し、魅力のあるものにしていきます。
	環境美化の推進	全町一斉清掃の継続実施により、町の環境美化をはかっていくとともに、町民の美化意識の高揚をはかります。また、空き地・空き家の所有者等に対し、適正な管理を要請するなど必要な措置を講じていきます。
	犬・猫等のペットの適正飼育の推進	犬・猫等のペットの適正飼育について周知します。また、ボランティア団体と協働して、飼い主のいない猫対策を推進します。



全町一斉清掃

環境像⑤ みんなで考え、みんなで行動するまち

■現状と課題

- 「環境に関する意識調査」（平成30年8月実施）によると、町民の環境保全行動にあたり、環境問題の現状、環境問題と生活の関わり、身近な工夫、対策などの情報が求められています。また、環境に関する学習会などの活動への参加経験を有する人は約1割で、機会があれば参加したいと思っている人を合わせると約6割に上ります。
- 小・中学校では、子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる子どもたちを育成する、ふるさと学習「みずほ学」が平成29年度から進んでいます。
- 瑞穂町の歴史や文化を次世代や後世に伝える機能をさらに強化するための施設である郷土資料館「けやき館」では、町の貴重な自然や文化財を保存、展示しています。また、けやき館を拠点に、自然観察会や環境学習などが行われています。



郷土資料館「けやき館」

- 町民、事業者の環境保全行動を促進するため、それぞれの取組意向に沿って役立つ情報を提供することが必要です。
- 地域の環境保全等に貢献しようとする町民の高い環境意識を受けて、地域の活性化やコミュニティの醸成、観光振興などもねらいとし、子どもから大人までのあらゆる世代に対して参加・体験の機会を提供していくことが必要です。
- 学校や地域、ボランティア団体、NPOなどが連携し、地域に根差した環境教育・環境学習をすすめていくことや、そのための人材の育成・活躍の場が必要です。

基本方針 15 みんなで学び、協力していくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
環境教育、環境学習をすすめていきます	学校、職場などでの環境教育の推進	<p>家庭、学校、職場、地域などにおいて、環境の保全についての理解を深めるため、教育・学習、体験活動の機会の提供をはかります。</p> <p>また、地産地消を意識した食育を推進するため、学校給食組合などとの連携により学校給食の食材に地元農産物を使うとともに、学習会の開催などに取り組みます。</p> <p>不法投棄されたプラスチックごみが環境に及ぼす影響など、家庭、学校、職場、地域などにおいて、環境問題についての理解を深めるため、学習や体験活動の機会を提供していきます。</p>
	地域での環境学習の推進	全町一斉清掃をはじめとする環境保全に関する啓発事業を実施し、町民の環境意識の高揚に取り組みます。
	ふるさと学習の推進	「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる子どもたちの育成をはかるため、町の自然、伝統・文化・歴史、地域産業、福祉、国際理解、まちづくり、安全・安心等について学ぶ、ふるさと学習「みずほ学」を推進します。
	人材育成の促進	地域での環境保全活動を継続・促進していくため、環境団体やリーダーの育成を促進します。また、ふるさとづくり推進事業による(仮称)瑞穂検定を実施し、人材確保と地域コーディネーターの育成につなげます。
環境に関する様々な情報を提供していきます	環境情報の発信	自然観察会などの環境学習機会や環境に関するイベント時に、環境に関する情報を発信します。
	人材情報の活用促進	瑞穂町総合人材リストに地域での環境保全活動に携わる方の登録を促すとともに、リストの活用をはかります。

基本方針 16 連携・協働による取組を広げていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
様々な活動を支援していきます	環境活動の支援	環境に関する取組を行っている団体や、町民や事業者の自主的な環境活動を支援します。
	町民と農家との交流の支援	農業に対する理解や農地周辺の自然とのふれあいを深めてもらうとともに、地元農家との交流をすすめます。



ふるさと学習「みずほ学」の様子



狭山丘陵の動植物観察会

第1章
計画の基本的事項

第2章
基本目標と望ましい環境像

第3章
望ましい環境像を実現するための取組

第4章
重点プロジェクト

第5章
環境配慮行動・指針

第6章
計画の推進体制と進行管理

第1章
計画の基本的事項

第2章
基本目標と望ましい環境像

第3章
望ましい環境像を実現するための取組

第4章
重点プロジェクト

第5章
環境配慮行動・指針

第6章
計画の推進体制と進行管理